

## RIPP レポート No.4

### ベーシックインカム導入に関する試算結果② (個別ケースのシミュレーション)

2022/09/26

文責：一般社団法人進歩総合研究所調査部

### 1. 本レポート作成の経緯

進歩総合研究所は、進歩党政策調査会および新国民同盟政策調査会本部の依頼を受け、本年6月に、①ベーシックインカム（以下、「BI」という）として年齢ごと異なる形で一定額を毎月全ての国民に支給し、②その財源として下記の項目の廃止および消費増税・所得税増税・法人税等増税・BI税新規導入を行った場合の、財源確保に関するシミュレーションを行った。今回のレポートは、BI導入試算第2弾として、32のモデル世帯構成に対して、BI導入前後で世帯全体での手取り額がどのように変化したかについてシミュレーションを行った結果の報告である。なお、試算の結果の公表については進歩党および新国民同盟の全面的な許可を受けている。

廃止項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎年金（基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費）</li> <li>● 児童手当・児童扶養手当</li> <li>● 育児休業給付</li> <li>● 配偶者控除</li> <li>● 配偶者特別控除</li> <li>● 扶養控除</li> <li>● 社会保険料控除・生命保険料控除等</li> </ul>

増税項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費増税</li> <li>● 所得税増税</li> <li>● 法人税等増税</li> <li>● BI税：「令和2年分民間給与実態統計調査」の「給与階級別の給与所得者数、給与総額及び税額」表（以下、「給与総額及び税額表」という）</li> </ul>

に記載されている各種所得控除前の給与収入に、最低所得階級の税率を0%として、所得階級が上がるたびに一定の割合で税率が上昇する（限界税率を一定とする）所得課税の新規導入を仮定

第1弾の財源確保に関するシミュレーションにおいては、以下の前提を置いた場合、消費税増税など他の増税を必要することなく約三千億円が余り、BIの執行が財政的に可能となることが分った。

前提
月3万を0-17歳までの全ての国民に、月4万を18歳-21歳までの全ての国民に、月6万円を22歳以上の国民に支給する場合、82兆2千億円の財源が必要になるが、代替財源として基礎年金・児童手当・各種所得控除等の廃止項目をそのまま廃止する一方で、限界税率を0.5%とする形でBI税を導入

さらに、この場合において①給与総額及び税額表における最高所得階級の税額を給与総額（内納税者）で割った値に②当該所得階級に適用するBI税率を合計した「実効税率」は37.7%となり、①の値を6.5%上回る程度に留まったことから、BIの導入が高額所得者に対して過度な負担を掛けないことが分った。

以上から、進歩党政策調査会は党内手続きを経た後、本研究所に上記の前提に基づいた個別ケースのシミュレーションを依頼し、本研究所調査部がその任務を引き受けた次第である。

## 2. 試算（個別ケースのシミュレーション）結果の概要報告

BI試算第2弾となる今回は、BIが導入された場合に、表1に書かれている32パターンの勤労者世代のモデル世帯の手取り世帯年収総額にどのような変化が生じるのかについて試算が行われた。そして、上記の「前提」をそのまま踏襲した試算(1)については、表1の9列目の結果がもたらされた。さらに試算(2)は、「前提」変更して現行の所得税を廃止してより累進率を高めたBI税に所得課税を「新所得税」に一本化した場合の試算であるが、これについては表1の10列目の結果がもたらされた。

表 1:モデルケースとなる世帯構成と試算の結果

世帯構成パターン	婚姻	働き手	世帯主の年齢	夫の年齢	妻の年齢	子どもAの年齢	子どもBの年齢	試算ケース(1)において、BI導入後に最初に手取り額がマイナスになる世帯年取(万円)	試算ケース(2)における手取り増加額の最大値(万円)
1	夫婦	共働き	50	50	47	19	17	1,100	359
2	夫婦	共働き	50	50	47	19	19	1,150	363
3	夫婦	共働き	50	50	47	17		1,000	333
4	夫婦	共働き	50	50	47	19		1,000	337
5	夫婦	片働き	50	50	47	16	13	1,000	627
6	夫婦	片働き	50	50	47	19	17	1,000	613
7	夫婦	片働き	50	50	47	19	19	1,050	614
8	夫婦	片働き	50	50	47	17		850	591
9	夫婦	片働き	50	50	47	19		900	593
10	夫婦	共働き	45	45	42	16	13	1,100	369
11	夫婦	共働き	45	45	42	19	17	1,100	359
12	夫婦	共働き	45	45	42	19	19	1,150	363
13	夫婦	共働き	45	45	42	13		1,000	347
14	夫婦	共働き	45	45	42	17		1,000	333
15	夫婦	共働き	45	45	42	19	17	1,100	359
16	夫婦	片働き	45	45	42	16	13	1,000	627
17	夫婦	片働き	45	45	42	19	17	1,000	613
18	夫婦	片働き	45	45	42	19	19	1,050	614
19	夫婦	片働き	45	45	42	16		850	591
20	夫婦	片働き	45	45	42	19		900	593
21	夫婦	共働き	40	40	37	10		1,000	347
22	夫婦	共働き	40	40	37	10	7	1,100	383
23	夫婦	片働き	40	40	37	10		900	607
24	夫婦	片働き	40	40	37	10	7	1,050	643
25	夫婦	共働き	40	40	37			900	322
26	夫婦	片働き	40	40	37			600	577
27	シングル	片働き	45			19		950	593
28	シングル	片働き	45			19	19	1,100	614
29	シングル	片働き	35			13		950	608
30	シングル	片働き	35			16		900	592
31	シングル	片働き	35			19		950	593
32	単身	片働き	35					700	578

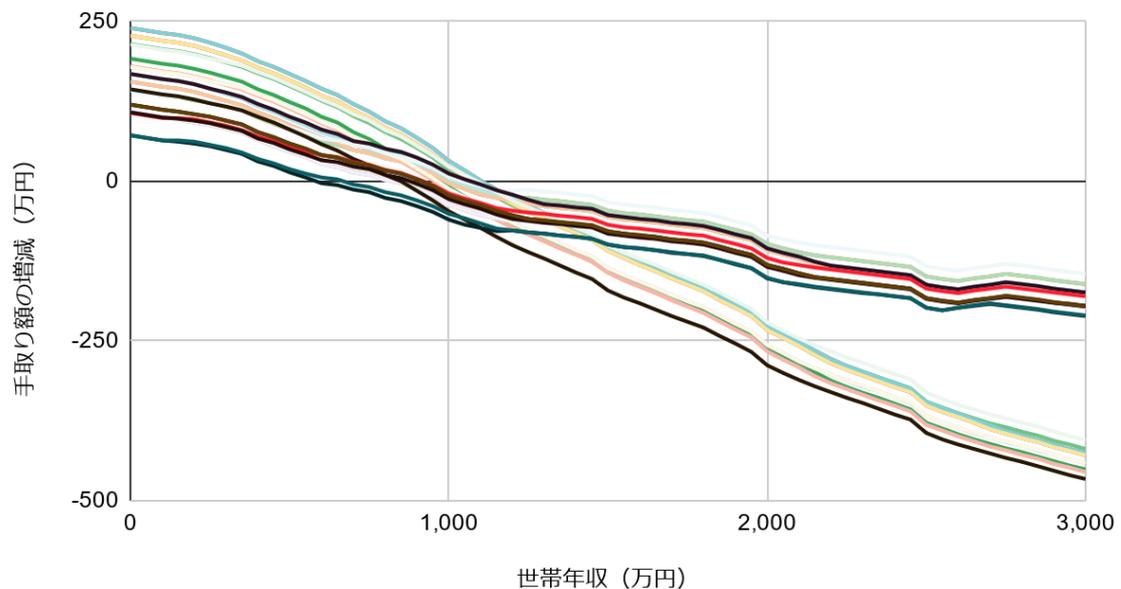
### 3. 試算(1)の解説：現行の所得税を残しながら、各種所得控除を廃止し、BI税を導入したケース

下記の前提を置いた場合、各モデル世帯構成において年収が上昇した場合のBI導入前(現行)と導入後の手取り額の変化はグラフ1のように表される。

試算(1)の前提	
①	現行の所得税を残し
②	基礎年金と各種所得控除を廃止し
③	世帯年収0円には0%、世帯年収100万円には0.5%というように、各世帯に対して世帯年収が100万円増加するにつれ0.5%ずつ、世帯収入に対してBI税(累進所得課税)を賦課する
④	BIを0-17歳に毎月3万、18-21歳に毎月4万、22歳以上に毎月6万支給する

グラフ1

各世帯構成において世帯年収が上昇した場合の、BI導入前と導入後の手取り額の変化



#### ● 試算結果に対する評価

世帯年収1,000万円までの世帯ではBIの導入によって恩恵を受けるケースが多い。一方で、表1の9列目を見てもわかるように、片働き世帯、子供がいない世帯に関しては、BI

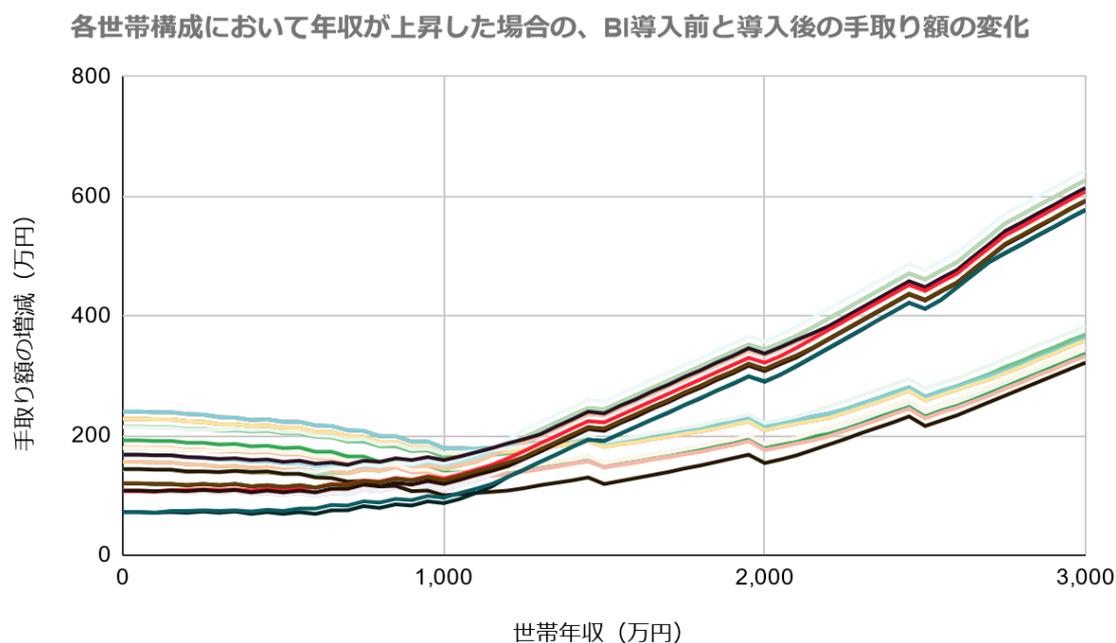
導入された場合でも中所得世帯から手取りがマイナスになり、さら世帯年収が 2,000 万円を超す高額所得世帯では BI 導入により 200 万以上手取りが減少し、世帯年収 3,000 万円の世帯では 500 万円近く手取りが減少するなど、かなり強い所得再分配が行われる。

#### 4. 試算(2)の解説：現行の所得税と各種所得控除を廃止し、BI 税を（新）所得税として導入したケース

下記の前提を置いた場合、各モデル世帯構成において年収が上昇した場合の BI 導入前（現行）と導入後の手取り額の変化はグラフ 2 のように表される。

試算(2)の前提
① 現行の所得税を廃止して
② 基礎年金と各種所得控除を廃止し
③ 世帯年収 0 円には 0%、世帯年収 1 0 0 万円には <u>1%</u> というように、各世帯に対して世帯年収が 1 0 0 万円増加するにつれ <u>1%</u> ずつ、世帯収入に対して BI 税（累進所得課税）を賦課し
④ BI を 0-17 歳に毎月 3 万、18-21 歳に毎月 4 万、22 歳以上に毎月 6 万支給する

グラフ 2



## ● 試算結果に対する評価

全てのモデル世帯構成の全ての世帯年収例において手取り額が現行よりもプラスになる。試算(1)と異なり、試算(2)の政策の導入は片働き世帯にとって大きくプラスに作用する。しかしBIは再分配政策であり、32の世帯構成しか考慮していないとしても、全ての世帯構成の全ての世帯年収例で手取り額がプラスになるという状況が生じていることは、裏を返せば税収が不足、つまり税の過少徴収になっている可能性がある。

## ● 試算(2)の政策が実行された場合の、給与所得(サラリーマン)世帯全体からの所得税収の増減

上記の疑念に基づき、試算(2)の税制改革が行われた場合に、給与所得世帯(サラリーマン世帯)全体からの所得課税税収はどのように変化するか計算を行った。表2は国税庁(2021)の「給与階級別の給与所得者数、給与総額及び税額」表を転載したものである。所得税収の総額は近年約20兆円程度だが、その半分は給与所得世帯から徴収されており、表2ではその総額が約10兆7千億円となっている。

本報告書のBI税は表2に記載されている各収入階級(給与階級)に対して適用税率を適用したものであるが、これに、試算(2)の政策が実行された場合の給与所得世帯における収入階級別の所得課税の税収の増減を表したのが表3である。本レポートは実効税率を(所得課税による税収額/現行納税者の収入総額)と定義しているが、本レポートにおける一連のシミュレーションでは利子所得、配当所得、不動産所得などは考慮されていないので、試算(2)の政策が実行された場合の各収入階級別実効税率は単純に給与所得階級に対して課されるBI税率ということになる。

表2：給与階級別の給与所得者数、給与総額及び税額

区分	給与所得者数						給与総額						税額	
			内納税者						内納税者					
	千人	構成比 %	千人	構成比 %	億円	構成比 %	億円	構成比 %	億円	構成比 %	億円	構成比 %		
(給与階級)	千人	構成比 %	千人	構成比 %	億円	構成比 %	億円	構成比 %	億円	構成比 %	億円	構成比 %		
0~100	4,420	8.4	679	1.5	35,393	1.6	5,193	0.2	131	0.1				
100~200	7,226	13.8	5,402	12.1	104,811	4.6	82,104	3.9	1,117	1				
200~300	8,142	15.5	7,649	17.2	205,348	9	193,170	9.1	3,339	3.1				
300~400	9,130	17.4	8,699	19.6	319,943	14.1	304,662	14.4	5,831	5.4				
400~500	7,643	14.6	7,082	15.9	341,977	15.1	316,733	15	7,141	6.7				
500~600	5,366	10.2	4,849	10.9	293,950	13	265,610	12.6	7,359	6.9				
600~700	3,395	6.5	3,113	7	219,594	9.7	201,493	9.5	6,528	6.1				
700~800	2,313	4.4	2,244	5.1	172,661	7.6	167,570	7.9	6,847	6.4				
800~900	1,453	2.8	1,442	3.2	123,123	5.4	122,201	5.8	6,390	6				
900~1000	952	1.8	951	2.1	90,261	4	90,140	4.3	5,766	5.4				
1,000~1500	1,753	3.4	1,753	3.9	207,505	9.1	207,472	9.8	20,198	18.8				
1,500~2000	384	0.7	384	0.9	66,543	2.9	66,543	3.2	11,056	10.3				
2,000~2500	124	0.2	124	0.3	28,040	1.2	28,040	1.3	5,955	5.6				
2,500~	145	0.3	145	0.3	62,433	2.7	62,433	3	19,469	18.2				
合計	52,446	100	44,516	100	2,271,582	100	2,113,364	100	107,127	100				

注：国税庁(2021)より転載

表3：試算(2)の政策が実行された場合の、給与所得世帯の収入階級別の所得課税税収の増減

収入階級 (万円)	現在の所得 階級ごとの 実効税率	収入階級別 ベーシックイ ンカム税率	実効税率 の増減	現行所得税をBI税に 統一し、(新)所得 税とした場合の税収 (億円)	税収の増減 (億円)
0~100	2.52%	0.0%	-2.52%	0	-131
100~200	1.36%	1.0%	-0.36%	821	-296
200~300	1.73%	2.0%	0.27%	3,863	524
300~400	1.91%	3.0%	1.09%	9,140	3,309
400~500	2.25%	4.0%	1.75%	12,669	5,528
500~600	2.77%	5.0%	2.23%	13,281	5,922
600~700	3.24%	6.0%	2.76%	12,090	5,562
700~800	4.09%	7.0%	2.91%	11,730	4,883
800~900	5.23%	8.0%	2.77%	9,776	3,386
900~1000	6.40%	9.0%	2.60%	8,113	2,347
1,000~1500	9.74%	10.0%	0.26%	20,747	549
1,500~2000	16.61%	11.0%	-5.61%	7,320	-3,736
2,000~2500	21.24%	12.0%	-9.24%	3,365	-2,590
2,500~	31.18%	13.0%	-18.18%	8,116	-11,353
合計	5.07%	-	-	121,030	13,903

### ● 計算結果に対する評価

計算の結果、現行制度下と比較し、試算(2)の政策が実行された場合、給与所得（サラリーマン）世帯全体で約1兆4千億円の税収増となった。しかし、収入階級ごとの実効税率の増減をみると、低所得者層（200万円以下）と高所得者層（1,500万円以上）では税収が減少しており、中間所得層に対しては実効税率が増加している。この結果は世帯構成ごとの試算結果と方向性が異なるものである。それゆえ、今回の32パターンだけでシミュレーションが充分であるのか、他の要因を考慮すべきかなど、さらなる検討が必要であることが分る。

## 5. 結論と示唆

今回の試算において我々は、32のモデル世帯構成においてBI導入された場合の手取り額の増減のシミュレーションを行った。32パターンというのは、これまで行われたBI導入試算の中で圧倒的に多い数であると評価できよう。そして、試算(1)においては大多数の

モデル世帯構成において BI 導入により低所得世帯から中所得世帯の手取り額が増加し、試算(2)においては全モデル世帯構成の全ての世帯年収例において手取り額が増加したという結果を得られたことは、BI 導入に対して相当の説得力ある材料を示せたのではないかと思われる。さらに、BI 導入と同時に各種所得控除が廃止されたことにより所得税の計算が簡潔になったにも関わらず、低一中所得世帯の利益を守れたという点でも特筆成果を示せたのではないかと思われる。

しかしながら、試算(2)の結果は、BI が再分配政策であるのにも関わらずあまりに上手く行き過ぎていることから、①利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得など他の要素について考慮していないことが作用している、②今回の 32 ケースでは全体を上手くカバーできていない、③今回廃止対象にした各種所得控除項目はメジャーな項目であるがこれら以外の項目が実際には大きな影響を与えている、といった状況が考えられる。それゆえ、BI の導入にあたっては、さらなる検討と試算を進めることが必要であろう。(了)

本件に関するご照会は [info@ripp-japan.com](mailto:info@ripp-japan.com) 宛にお願いいたします。

#### 参考文献

[1] 国税庁 (2021), 「令和 2 年分 民間給与実態統計調査」

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2020/minkan.htm>